

保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定がされ保育所へ入所できる児童は、その家庭が次の（１）から（１０）までのいずれかの理由にある場合です。町でも、以下のように設定しています。

（１）就労等

※月当たりの就労が64時間以上ある場合とします。

（居宅外労働）

児童の保護者が昼間家庭の外で仕事をするを常態としているため、その児童の保育ができない場合。農業もかてい居宅外労働に含まれます。

*申請書の添付書類には、雇用主の雇用の証明が必要です。

*農業の場合は農業委員の証明が必要です。

（居宅内労働）

児童の保護者が昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としているため、その児童の保育ができない場合。

*申請書の添付書類には、雇用主の雇用の証明が必要です。

*自営業の場合は、自ら、もしくはご家族からの就労の証明が必要です。

（２）妊娠・出産

児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合。

期間は出産予定日の前日までの6週（多胎妊娠の場合は14週）、出産日を含めて産後8週とします。切迫流産等は疾病が事由になります。

*申請書の添付書類には出産予定日のわかるもの（母子健康手帳の写し）が必要となります。

（３）保護者の疾病・障害の場合

児童の保護者が、病気、負傷等により心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合。

*申請書の添付書類には、疾病の場合、医師の診断書、または民生児童委員の証明が必要になります。障害の場合には、身体障害者手帳、または療育手帳等の写しが必要となります。

（４）同居又は長期入院等している親族の介護・看護等

その児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているためその児童の保育ができない場合。

*申請書の添付書類には病人の看護・介護の場合は、医師の診断書又は民生児童委員の証明。心身障害者の介護の場合は、その方の身体障害者手帳、療育手帳等の写しが必要となります。

(5) 災害復旧

火災や、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

(6) 求職活動

児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合。期間は原則90日間とします。

*添付書類には、ハローワークの登録証の写しや、求職活動の状況が分かる申立書が必要です。

*90日間の期限内に、就労の証明を提出してください。

(7) 就学

児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合。

*申請書の添付書類には、就学する学校等の長による就学の証明が必要です。

(8) 虐待やDVのおそれがあること

町が、お子さんに対して社会的保護が必要と判断した場合。

(9) 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

子どもの発達上環境の変化が好ましくない等、児童福祉の観点から町が、継続利用が必要と判断した場合。

(10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(注 意)

保育の必要性の認定及び施設への入所については、

- ・保育の必要性の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の必要性の認定基準により利用期間の希望に添えない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

保育の必要性の認定基準の理由に該当し続けていることの確認で、年に一度「現況届」の提出をしていただきます。

3歳未満児の入所につきましては、別途面接を行い、利用調整基準を考慮して入所選考を行います。